



# 長さ計(タクシーメーター装置)の検査

皆さんがよく利用するタクシーには、距離を測るタクシーメーターが設置されています。計量法では、タクシーメーターの有効期間は「1年」と定められていることから、県内で走行するタクシーは、1年に1度、滋賀県計量検定所に検査を受けに来られます。



## ステップ 1



まず、タクシーを基準ローラーのうえに乗せ、安定して走行できるかを確認してから、タクシーメーターを作動させてローラー上での走行検査を開始します。

## ステップ 2



つぎに、基準ローラー上を走行した距離と実際にタクシーメーターが作動する距離を確認し、誤差が計量法で定める範囲内か確認します。

法定範囲は+4%以内です。

例えば、1,000mでメーターがあがる場合は、1,040mまでは誤差の範囲内とされています。

この誤差は、タイヤの種類、空気圧などの影響で変わってくるため、検査員はその車輛の状態をしっかりと確認して検査しています。

## ステップ 3



検査に合格すれば、最後にメーターが再調整できないように封印を行い、有効期間を示すシールを貼付します。

これで、1年間はタクシーメーターとして使用できることになります。

検査日はタクシーがずらり！  
まるで、タクシーの健康診断！



タクシーにご乗車の際は、見てね！

# はかりびと ～計量業務関係者へのインタビュー～

あまり知られていない「計量の世界」で活躍されている人たちにインタビューしてきました。  
今回は、滋賀県のはかりの「定期検査」などを実施している「一般社団法人滋賀県計量協会」の植野計量士です。

一般社団法人滋賀県計量協会  
一般計量士

## 植野 素弘



Q:普段はどのような業務を行っていますか。

A:計量士として現場に赴き、定期検査や自主検査を行っています。  
主に質量計に特化した検査を行い、正確性の担保のために活動しています。

また、事務所では法律改正の内容を確認しながら、分銅(基準器)の管理、事業所に対する計量管理指導の内容確認、講習会の講師や、資料の作成なども行っています。

Q:県から小中学生向けの計量教室の講師もお願いしているのですね。

A:あれは楽しい仕事ですね。子供たちはレスポンスがいいですね。

Q:この仕事を始めたきっかけは。

A:もともとは派遣で計量器の製造メーカーで働いていました。

そこで、「計量士」という国家資格があることを聞きました。

手に職が欲しいなど思い計量士の資格を詳しく調べてみると、国家試験の合格率は当時14～17%くらいだったか低く狭き門であるということがわかったが、取っておいた方がいいよなどと思ったのが始まりです。

Q:難しいとは思ったが試験にチャレンジされたのですか。

A:実は国家試験は受けていないです。

国家資格を取るには試験とは別に、研修を受けるという選択肢があったのでそちらで取得を目指しました。

ただ、研修と言っても約半年間も茨城県で受ける必要があり、勇気がいりましたね。費用も時間も結構掛かりますからね。

でも、それだけ将来性があるかなと思いました。

Q:計量士は数学や物理を駆使するが、理系科目は得意だったのか

A:大学は文系に進みましたが、理系も嫌いではなかった。

ただ、資格取得のための勉強はさきかったですよ(笑)

Q:一般社団法人滋賀県計量協会へはどういった経緯で就職されたのですか。

A:派遣で働いていた時にこういった活動をしている協会があることを聞いたので、計量士の資格を取ってから連絡したら、採用してもらえることになりました。

Q:この仕事を続けて、何年目ですか。

A:16年になります。あつという間でしたね。

Q:当時のことは覚えていますか。

A:なんとなく覚えています。

当時、計量器の製造メーカーの研修に参加させてもらう機会があったが、その時に協会の者ですという研修先の方々が「いつもお世話になっています」と丁寧に接してくれたことにびっくりしました。

計量業界において、協会の立場がどれだけ重要なか理解し身が引き締まったのを覚えています。

現場でも計量法を知っているだけでは、何もできなかったです。

先輩がやっていることを見ているだけではなく、見て覚えて盗むつもりでやるんだと言われ、一通りやらせてもらいました。

そのおかげで、初めて一人で検査に行くことになった時も、思ったより不安はなかったです。

Q:どういったことでやりがいを感じましたか。

A:事業者さんの成長が見られるのが嬉しいです。

計量指導したことをしっかりやってもらっていたり、言っていないことまでしっかりやってくれたり、こういったときはどうしたらいいか質問もしてくるようになっていくのを見られることに、やりがいを感じています。

Q:計量の業務に携わってどのようなことを感じますか。

A:みんなに言いたいのは、「絶対必要だよ」と。

それなのに意外と知られていない。

知られていないからこそ、普段の業務の中では、計量法をどれだけわかりやすく相手に伝えられるかを考えている。

定期検査でも、受けられる方のモチベーションが違う。

受けなければならないと思って来る方もいれば、なんとなく受けに来られている方もおられる。

そういった方々にあった計量指導とはどのようなものか常に考えつつ、なぜ受けないといけないのか、このはかりは使い続けてもいいのかを根拠をつけてしっかり伝えられるように気を付けて業務をさせていただいています。

## 計量士とは？

計量士とは、計量に関する専門の知識・技術を有する者に対して与えられる国家資格です。

資格の種類としては、「一般計量士」と「環境計量士」に分かれており、「一般計量士」は、はかり(質量計)が正しいか分銅などで検査します。

「環境計量士」は濃度計や振動計などを用いて、水質や大気・土壌などの分析や検査をします。

ちなみに、国家試験合格率は一般計量士と環境計量士あわせて17.9%(令和2年12月)であり、なかなか難しい資格となっています。

## 主な検定(検査)の実績

2021年7月(速報)

計量器の種類	検査(検定)数
長さ計(タクシーメーター装置)	69
質量計(はかり)	27
体積計(燃料油メーター・水道メーターなど)	132
圧力計	136
その他	0
合計	364

※検定とは、計量器が製造・修理等された際に受ける検査のことです。

なお、タクシーメーター装置は検定ではなく、検査と呼びます。

発行元:滋賀県計量検定所  
〒525-0022 草津市川原町149-1  
TEL:077-563-3145  
FAX:077-563-3393  
Mail:fd30@pref.shiga.lg.jp  
URL:http://www.pref.shiga.lg.jp/keiryuu/



↑現場では主にはかりの検査を行っている。



↑計量教室の講師も務められている。